

令和8年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第1号 2月4日		新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会 代表 ■■■■■	



令和8年2月4日

長久手市議会議長
山田かずひこ様

愛知県名古屋市北区

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会
代表

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

私たち自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会（県民の会）が提出した陳情・請願においては、6市町で採択され、安城市・蒲郡市・豊橋市・あま市・大治町で実施された職員アンケートにより、職員が受けていた勧誘実態と職員の訴えが具体的に示されました。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）



愛知県豊橋市の実態調査では343人が回答し、現在購読中47人 過去に購読していた34人 合計81人すべて「しんぶん赤旗」でした。驚いたのは、勧誘者が議員だけでなく、市職員と組合員がいたことです。さらに、購読者47人のうち心理的な圧力を感じた人は31人(66%)で、購読をやめたいと希望する人が27人(57%)もおりました。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情採択・実態調査あわせ全国104自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

これまで表面化していなかった職員達の声が
アンケートを通じて明示されました——

令和8年1月作成

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

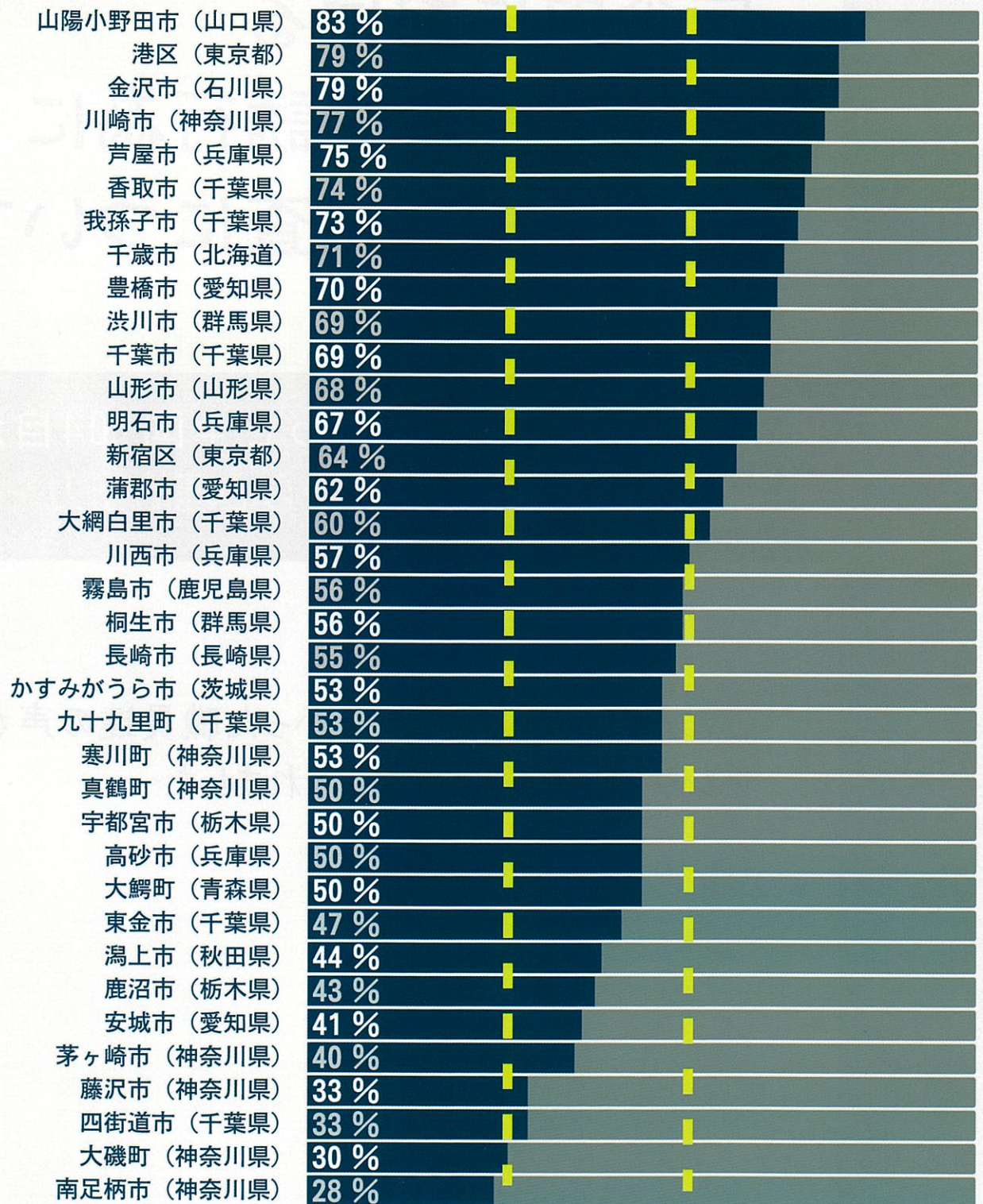
E-mail: petition@renrakukai.net URL: <https://renrakukai.net/>

※本資料PDFは右QRコードから
ダウンロード頂けます。



政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合
 36自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」



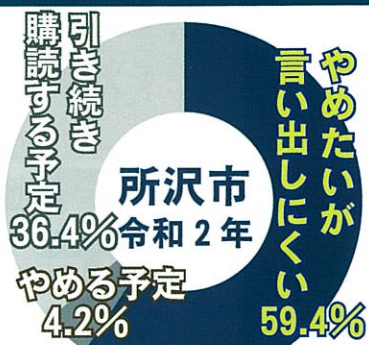
総じて3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも36の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。**心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

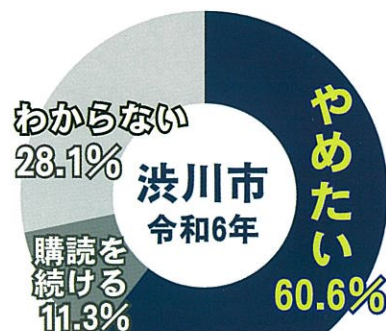
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載しています。実際には、上記以外にもアンケートを実施した自治体があると思われます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

所沢市 職員の過半数「購読をやめたいが、議員に言えない」 渋川市



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言出しにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。鹿沼市（栃木県）でも7割以上が「やめたい」と答えた。



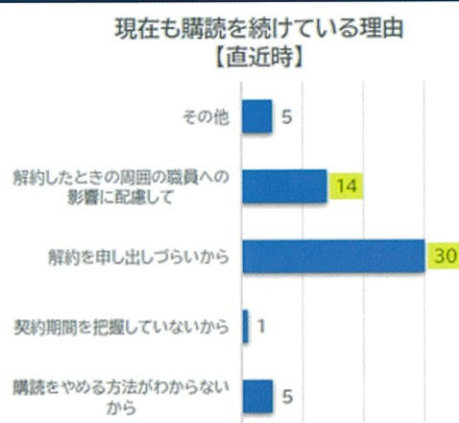
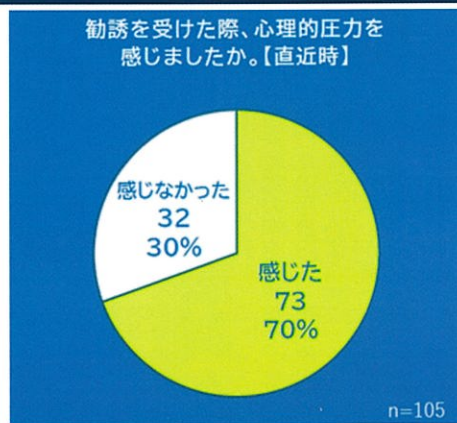
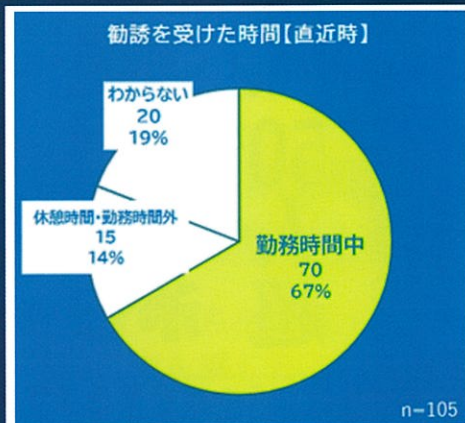
購読を今もやめたいか

購読の継続意向

山形市 山形市で心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

千葉市 心理的圧力を受け、断れずに購読を続けている現状

千葉市で直近3年間で勧誘をうけて購読中の39人に理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらいうから」と答えるなど、自らの意思で購読している職員は一人もいなかった。



豊橋市 庁舎内で政党機関紙を勧誘するのは特定政党

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市（愛知県）が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他自由記述となっていた。

他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

【愛知県内自治体】政党機関紙勧誘に関する職員アンケート結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合

豊橋市 70.2%

蒲郡市 61.9%

安城市 41.0%

① 愛知県 豊橋市 (2024年6月)

対象：管理職 回答数343名

結果：市議または市職員から勧誘を受けたと74人が回答。うち52人(70.2%)が心理的圧力を感じた。なお、現在購読中の41人のうち、31人(75.6%)が「購読をやめたいと思っている」(やめられていない現状がある)

2 現在購読している者の状況

	計	市職員	市議会議員	職員組合	後援会
自主的	3	-	-	-	-
勧誘を受けた	44	7	34	2	1

3 市職員、市議会議員から勧誘を受けた者のうち、断りづらいという心理的圧力を感じたか また、購読をやめたいと思っているか

		計	購読をやめたい	購読をやめたくない
市職員	はい	6	5	1
	いいえ	1	0	1
市議会議員	はい	25	22	3
	いいえ	9	4	5

② 愛知県 蒲郡市 (2024年5月)

対象：全職員 回答数93名

結果：市議から勧誘を受けたと42人が回答。うち26人(61.9%)が圧力を感じた。

「管理職の方の話では、やめたいけれど、やめられない実情があるそうです」「市役所入口の新聞受けに、職員が購読している政党機関紙配達されるが、受け取りにこないの、どんどんポストにたまっていく。望んで配達をしてもらっている状況ではありません」(蒲郡市議会における市議の発言より)

③ 愛知県 安城市 (2024年2月)

対象：管理職員 回答数146名

結果：市議から勧誘を受けたと76人が回答。うち31人(40.8%)が心理的圧力を感じた。また、圧力をうけた31人のうち23人(74.2%)が購読に応じた。市はアンケートを受けて、管理職員に対して「勧誘・配達・集金について、庁舎内で応じることがないよう」通知した。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為等への対応について (通知)

令和5年第4回安城市議会定例会において、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択されました。

陳情事項の一つとして、職員が政党機関紙を購読するのは自由であるが、その場合は、配達及び集金については自宅等で対応することが求められています。

ついでに、庁舎内における職員の中立性を損なうおそれがあることから、政党機関紙の勧誘、配達、集金等の行為に庁舎内で応じることのないようにしてください。

また、各施設においても庁舎に準じて対応してください。

【愛知県内自治体】政党機関紙勧誘に関する職員アンケート結果

④ 愛知県 あま市 (2024年6月)

市議会議員による市職員に対するパワーハラスメント等に関する調査を行った。回答者305名。
政党機関紙の購読強要に対する疑念を訴える記述が複数に及んだ。

⑤強要	同僚職員も同じ
	通告書に対しての口述書の提供。提供しなければ、再質問で、仕返しをされる。
	地域住民の要望の押し付け
	政党の新聞につき、日曜版のみならず、日刊までも購読させられている。
	人事・採用への介入
	新聞の購入をしないと一般質問するぞと脅していた。
	現職議員ではないが、幹部職員に対し政党機関紙を売りつけている光景を目にしている。こういった行為は問題ではないのか。即刻辞めさせるべきでは。
⑤強要	地域住民の要望の押し付け
	●●新聞の購読は表向きは強制されていないが、購入しないと議会对応等の影響が予想され、実質購読を強制されている。
	強い口調、目つき
●●新聞の購読要請	
●●議員がカウンターではなく執務スペースに無断でズカズカと入ってくる。パワーハラスメントではないが、モラルハラスメントだと感じる。現職議員ではないが、政党機関紙を幹部職員に売りつけに来るのは問題ではないのか。こういった行為は即刻止めさせるべき。	

市は調査結果を重く受けとめ、集団解約の仲介をするなどの是正措置を行ったことを明らかにした。

< 要望事項 >

- ①R5年1月に実施した「市議会議員による市職員に対するパワーハラスメント等に関する調査」を実施した結果、機関紙購読に強制的なイメージがあることが判明したことから、定期購読を一旦白紙とし、改めて購読を希望する職員については個々で申し込むことを販売者に伝えている。

⑤ 愛知県 大治町

大治町では陳情採択を受けて、職員アンケートを実施し、現在、購読の勧誘がないことが確認された。

政党機関紙勧誘に関わる対応事例

愛知県 一宮市

一宮市役所本庁舎については、一宮市庁舎管理規則第11条第1号に基づき、物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為については、公用又は公共用の目的に係るもの以外は許可しておりません。庁舎管理担当としましては、どなたにおいても、これらの違反行為があった場合はすぐに中止させております。
財務部資産経営課

愛知県 津島市

市は、「個人の自由意思」に基づくことが前提であるが、現状は慣習的に「政党機関紙」を購読しており負担に感じている場合があるものと考えられ、また、カウンター内に立ち入って配達・集金が行われていることがあると認めた。市は、市議会各派に「個人の意思が優先されるものである」と確認した上で、職員には「購読の不可・終了等については、気軽に意志表示していただければ大丈夫です」と通知した。

新宿区の事例は、政党機関紙勧誘に関するアンケートを実施することで、実態を客観的に把握し、その結果を踏まえて行政として適切な対応が可能になることを示しています。報道では、しんぶん赤旗の勧誘問題が取り上げられていますが、私たちは、アンケートは特定の政党に限定することなく、すべての政党を対象として公平・公正に実施されるべきものと考えます。

月曜日 産経新聞 5 (月ざめ定価3900円(税抜き本体価格3611円+消費税289円) 1部売り140円) <第三種郵便物認可>

赤旗 区管理職が集団解約

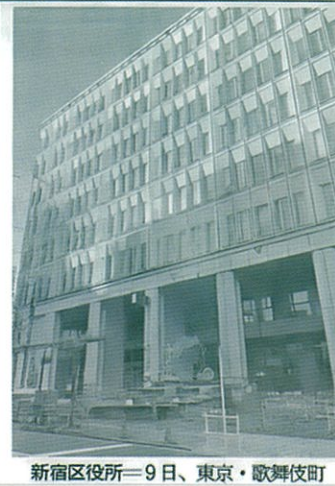
新宿「望まぬ購読」、50人超

東京都新宿区の多数の管理職が共産党区議からの勧誘を断れず、党機関紙「しんぶん赤旗」を購読していた問題で、赤旗の購読継続を望まない50人以上の管理職が、区のサポートを受けて購読契約を解除したことが区への取材で分かった。さらに、職員への政党機関紙の勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう、区議会に要請したことも判明した。

(原川貴郎、写真も)

区、職員への勧誘中止訴え

区などによると、区役所に申告するよう内部向け通知を出した。その結果、同月22日までに50人以上の管理職が契約解除を申し出たという。購読反する形で、党機関紙の赤旗の購読勧誘や集金を庁舎内で行っていた。区は昨年12月11日、政党機関紙の購読契約を解除したい職員は、総務課



新宿区役所＝9日、東京・歌舞伎町

られ、共産党議の勧誘を受け、赤旗を購読していた管理職の実数は不明だとされる。区側は昨年12月下旬、赤旗の購読契約解除を希望する管理職が、自身の氏名などを記入した用紙を共産区議団にまとめて提出。今年1月以降、区役所庁舎内の執務スペースへの配達はなくなったという。

一方、吉住健一区長は

昨年12月11日、政党機関紙を巡り、①職員に対する購読勧誘②庁舎内での購読料の徴収③職員による購読料の徴収代行④配達員による執務スペースへの配達を行わないよう区議会に要請した。区議会は今年14日に各会派の幹事長会を開き、区長の要請を受けて議会の対応を協議することにした。

新宿区が昨年8月、管理職を対象に行ったハラースメントに関するアンケート(132人中115人が回答)によると、85%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、このうち64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。また勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えた。

区側はこの政党機関紙が「赤旗」であることを区議会で明らかにし、「議員による職員への行為がハラースメントに発展し得る構造的リスクがある」と(吉住氏)として、職員個人で解約しづらいケースを含め、対応策を検討していた。

産経新聞 令和7年10月30日社説

全国で実態調査し対策を

赤旗の「押し売り」

共産党の地方議員が自治体の庁舎内で、幹部職員らに同党の機関紙「しんぶん赤旗」の購読を求める行為が横行している。

東京都新宿区では、区の管理職の約8割が共産党区議から赤旗購読の勧誘を受け、このうち6割以上が心理的圧力を感じていたことが、区が実施した職員へのアンケートで分かった。

議員の立場を利用した押し売りにも等しい行為で、看過できない。執拗な勧誘は他の自治体でも問題化しているが、氷山の一角だろう。共産党議員は執拗な勧誘をやめるべきだ。政府や全国の自治体は実態を調査し、対策を講じてもらいたい。

新宿区のアンケートは8月、課長級以上の管理職を対象に行われ、115人が回答した。区報告書によると、区議から機関紙購読の勧誘を受けた職員のうち35%が「購読した」、50%が「やむを得ず購読した」と回答した。断っても重ねて勧誘されたケースも複数あった。

報告書には、機関紙名は記されていないが、区は区議会総務委員会で答弁で、赤旗であると明らかにしている。

千葉市が3月に行った管理職への調査でも、機関紙購読を勧誘された職員の7割が心理的圧力を感じていたことが分かり、神谷俊一市長が市議会に対し、配慮するよう文書で求めた。

自治体の管理職は議会対応の関係上、議員の要求を断りにくい。議員側はその意図はなくても、勧誘自体が心理的圧力につながることは否めない。

しかも赤旗は共産党の最大の資金源である。同党の収入総額の約8割は購読料など機関紙関連事業で、それに自治体職員も協力させられているとなれば、政治的中立性を損なうことになる。

神奈川県鎌倉市は平成26年度、「職務の中立性」を理由に政党機関紙などの庁舎内での勧誘を禁止する規則を設けた。共産党市議らが長年にわたり赤旗の勧誘、集金を繰り返していたことに対処するためだ。他の自治体も参考にしたい。

日本維新の会の吉村洋文代表は20日、自民党と連立政権樹立で合意した際の会見で、政治資金の問題では企業団体献金とともに、赤旗など政党機関紙の問題も協議する意向を示した。妥当であり、国会でも積極的に取り上げてもらいたい。

産経新聞 令和8年1月12日 社会面

※両記事は産経新聞社の利用許諾に基づき掲載しています。

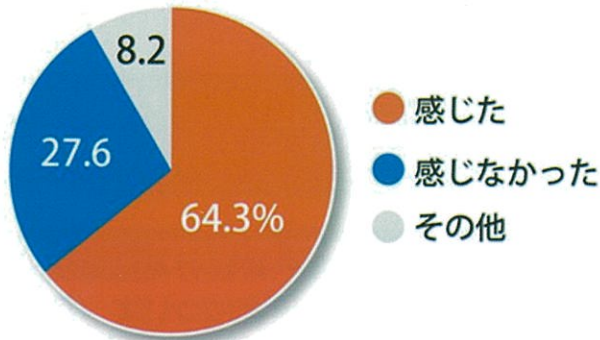
職員への政党機関紙勧誘問題は、産経新聞が報道しているほか、読売新聞、共同通信、東京新聞、中日新聞の日刊紙、Hanada、WILL、政経東北の月刊誌等で広く指摘されています。特にX等のSNSでは、問題が報道される度に数百万インプレッションを記録しています。

https://x.com/Sankei_news/status/2010291068206809582

新宿区ハラスメントに関する職員アンケート（令和7年） 「課長は当然購読するもの」。暗黙のルールを押し付けられた。

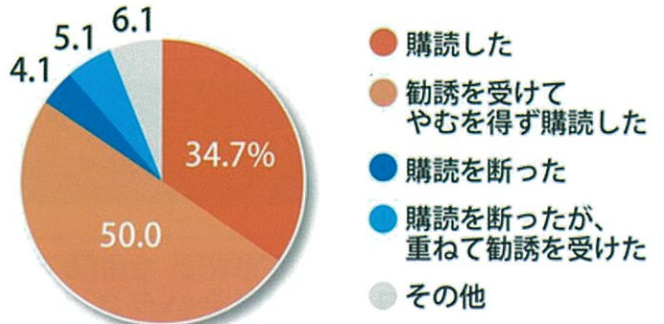
管理職115人が回答。アンケート実施を通して、共産党区議による政党機関紙の「押し売り」が横行していることが明らかになった。管理職 85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに勧誘を受けて50%が「やむを得ず購読した」と回答した。

勧誘を受けたとき、心理的圧力を感じたか



- ・「課長は当然購読するもの」という暗黙のルールがある、と言われてるように感じた。
- ・管理職は購読するものなのだと思っていた。義務的に感じていた。
- ・勧誘の言動に圧力は感じなかったが、勧誘自体に圧力を感じる。
- ・圧力は感じなかったが、良好な関係を構築するためには購読した方が良かった。

勧誘を受け、その政党機関紙を購読したか



- ・頼んでもいないのに届けられ、請求に来た。
- ・回答をうやむやにした。しばらく政党機関紙が送りつけられたが、集金はなく、その後機関紙が送られなくなった。
- ・先輩管理職から、過去断ることができた人は1名のみと教わり、購読した方が無難だとアドバイスをもらった。
- ・その後日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している。

港区 政党機関紙の庁舎勧誘行為に関する職員アンケート（令和6年） 9割が勧誘を受け、8割が心理的圧力を受け、7割が購読した。

管理職 67名が回答。61人（91%）が区議から勧誘を受けており、その際48人（78.7%）が心理的圧力を感じた。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言いたせずにやめられない」「購読を断ることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

■ 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（令和6年3月採択）

賛成した会派

自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

反対した会派

共産党議員団
港区れいわ新選組
みなと政策会議

請願採択を踏まえアンケートを実施した

地方自治体で政党機関紙の実態調査が推進される背景

パワハラ防止法による措置義務 「事実確認を迅速かつ正確に」

パワーハラスメント防止法（労働施策総合推進法）および厚生労働省の指針により、地方公共団体を含むすべての事業主には、団体の規模や職場環境の如何を問わず、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じる義務が課されています。具体的には

- ▶事実関係を迅速かつ正確に確認する
 - ▶被害者に対する適切な配慮措置を行う
 - ▶再発防止に向けた措置を講じる
- 等が求められています。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ

令和7年12月現在
157自治体が制定

柏市

千葉県柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくださった。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮

「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_gjun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考えられる。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定されるため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考えられる。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにしろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。これまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではなく、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

全国

政党機関紙勧誘に「共通の傾向」がみられる。
役職者の新規任命時期の3月末から4月上旬に勧誘が集中。

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 契約書がなく、契約期間が定められておらず、辞めるきっかけがない。多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。
- ⑤ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情採択及び実態調査を実施した全国計104自治体

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千歳市 ■ 釧路市 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 九十九里町 ■ 我孫子市 ■ 習志野市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安城市 ■ 蒲郡市 ■ 豊橋市 ■ あま市 ■ 大治町 ■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 津島市 ■ 幸田町 	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町 	千葉県		愛知県	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 滝沢市 				
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湯沢市 ■ 北秋田市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村 	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港区 ※請願 ■ 新宿区 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 足立区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市 	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湖南市 ※決議
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山形市 ■ 寒河江市 			大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大阪狭山市
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村 			兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 川西市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ■ かすみがうら市 			奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田原本町
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町 	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 逗子市 ■ 真鶴町 ■ 寒川町 ■ 川崎市 ■ 鎌倉市 ■ 大磯町 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 松田町 ■ 清川村 	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町 ■ 里庄町
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 桐生市 ■ 渋川市 ■ 沼田市 ■ 甘楽町 			山口県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山陽小野田市
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町 			長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長崎市 ■ 時津町
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金沢市 	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 荒尾市
		長野県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岡谷市 	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市
		岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中津川市 		

黒＝陳情が採択された自治体
 赤＝陳情採択されて調査を行った自治体
 緑＝議員による一般質問や住民からの要望書などを受けて調査を行った自治体

令和8年第1回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第2号 2月9日		「薬害教育の推進および薬害リスク (健康被害)情報の周知」に関する 陳情	長久手市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	



「薬害教育の推進および薬害リスク（健康被害）情報の周知」に関する陳情

令和8年2月9日

長久手市議会議長 山田かずひこ 様

陳情者 住所 長久手市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

《1》 陳情趣旨

「薬害教育」は、医薬品等による薬害を知り、その発生過程や社会的な動きなどを学ぶことを通じ、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを厚生労働省は目的としています。

昨今、mRNA 技術を用いた新しいタイプのワクチンが次々と開発・導入されていますが、市民が「リスクについての情報を知らなかった」と後悔することのないよう、国が作成した教材「薬害を学ぼう」等を活用した学習機会の創出を求めます。

あわせて、過去の薬害被害者や現在もワクチン健康被害に苦しむ方々の「生の声」を聴く機会を設け、全市民が最新のリスク情報に容易にアクセスできる体制の整備を強く求めます。

〔陳情の理由〕

1. 薬害の教訓の継承：

過去、我が国ではジフテリア、スモン、サリドマイド、薬害エイズ、薬害ヤコブ病など、甚大な被害をもたらした薬害が繰り返されてきました。薬害の歴史を忘れることのないよう厚生労働省の敷地内には『誓いの碑』が建立されています。これらの悲劇を繰り返さないためには、薬害の歴史を単なる知識として学ぶだけでなく、被害に遭われた方やそのご遺族やご家族の体験談（生の声）を直接、あるいは映像・手記等を通じて見聞きすることが不可欠です。被害者の苦しみを知ることは、命の尊さを学び、健康被害の早期発見・拡大防止に直結します。

2. 次世代への配慮と注意喚起：

古来より、妊娠中のアルコール・カフェイン・喫煙等の嗜好品、風邪薬等の市販薬、サプリメント等の服用にも慎重さが求められてきたのと同様に、ワクチン等の新薬の胎児や乳児への影響についても、最新の副反応報告を含めた丁寧な周知が必要です。また、中長期の有効性・安全性については現在も情報収集中であり、中長期的な安全性や子孫への影響も未知の状態です。これから親になる世代が、将来にわたり納得して選択できる環境を整えなければなりません。

3. 急速に普及する新技術（mRNA・混合ワクチン）への説明責任：

現在、mRNA 技術を用いたインフルエンザワクチンや混合ワクチンの実用化が加速しています。 mRNA ワクチンは、過去のワクチンに比べ開発から承認まで、過去に例のない極僅か



な短期間で臨時承認され接種が開始されました。これら新技術を用いた製品について、国賠訴訟の現状や健康被害の実態を含め、行政が主体となり、偏りのない多角的な情報提供を行うことが求められています。

4. **適切な情報提供の必要性：** 医薬品は正しく使えば有益ですが、常に副作用や薬害のリスクを内包しています。現在、厚生労働省より「薬害を学ぼう」といった優れた啓発資料が公開されています。また、新型コロナワクチンをはじめとする予防接種の副反応報告情報や、予防接種健康被害救済制度の認定状況などは、厚生労働省は資料を随時発表していますが、一般市民への浸透は十分とは言えません。
5. **自治体の責務と中立性：**
多くの情報が錯綜する中で、市民が自らの判断で適切な医療を選択できるよう、行政が主体となって「被害者の視点」を取り入れた学習会や広報活動を行うことは、市民の生命を守るための正当な行政課題です。

《2》 陳情事項

1. 市の広報紙・回覧板・ウェブサイト等を通じて、厚生労働省の資料「薬害を学ぼう」の周知及び最新の健康被害（副反応報告状況・予防接種健康被害救済制度認定状況等）についての情報（長久手市、愛知県、及び全国の状況）の発信を図ること。
2. 市が主催する健康講座や生涯学習の場および学校教育の場において、薬害の歴史や医薬品のリスクマネジメントをテーマとした誰もが参加できる学習機会を設けること。
3. 市内の学校、図書館や保健センター等の公共施設において、薬害に関する啓発資料を常備・配布し、ネット環境等の状況に関係なく全市民が容易に情報を得られる環境を整えること。
4. 健康被害に遭われた方やそのご遺族・ご家族の体験談（生の声）を直接、あるいは映像・手記等を通じて見聞きできる機会を設けること。
5. 以上のことを実現するために長久手市議会から、市長及び教育委員会に対し、積極的な取り組みを促すよう働きかけること。

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月19日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 総務くらし建設委員会の副委員長の選任について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案説明員について
- 6 議員派遣の結果について

第4 議案第7号令和8年度長久手市一般会計予算から議案第33号長久手給食センター空調機器等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）工事請負契約の締結についてまで
（議案の上程、施政方針、提案者の説明）

第5 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

第6 同意案第2号長久手市公平委員会の委員の選任について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

第7 同意案第3号長久手市農業委員会の委員の任命についてから同意案第10号長久手市農業委員会の委員の任命についてまで
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和8年2月20日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 請願第1号平池地区高層マンション建設に伴う、道路法第47条に基づく
車両制限令の厳格な適用に関する請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第4 議案第7号から議案第33号まで及び請願第1号
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和8年3月3日(火)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(代表質問)

みらい	野村弘	議員
公明党	木村さゆり	議員
翼	大島令子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
香流	なかじま和代	議員

B 案

第1 一般質問

(代表質問)

みらい	野村弘	議員
公明党	木村さゆり	議員
翼	大島令子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員
香流	なかじま和代	議員

C 案

第1 一般質問

(代表質問)

みらい	野村弘	議員
公明党	木村さゆり	議員
翼	大島令子	議員
ながくて	山田けんたろう	議員

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和8年3月4日(水)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

水野勝康 議員

田崎あきひさ 議員

岡崎つよし 議員

伊藤真規子 議員

川合ともゆき 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

水野勝康 議員

田崎あきひさ 議員

岡崎つよし 議員

伊藤真規子 議員

C 案

第1 一般質問

(代表質問)

香流 なかじま和代 議員

(個人質問)

水野勝康 議員

田崎あきひさ 議員

岡崎つよし 議員

伊藤真規子 議員

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年3月5日(木)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

富田 えいじ 議員

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

川合ともゆき 議員

富田 えいじ 議員

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

C 案

第1 一般質問

(個人質問)

川合ともゆき 議員

富田 えいじ 議員

わたなべさつ子 議員

おくだけんじ 議員

令和8年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和8年3月17日(火)午前10時開議

- 第1 議案第7号から議案第33号まで及び請願第1号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

令和8年2月12日

広報広聴協議会公聴部会長 富田えいじ

議員派遣結果報告書

令和7年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
第13回長久手市議会議会報告会
- 2 目的
議会活動の報告
- 3 派遣場所
南小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション
- 4 期日
令和8年1月24日（土）
- 5 派遣議員
全議員 ※にしだ亮太議員は欠席
- 6 概要
13時30分から15時30分までの2時間
 - 議会活動の報告
ぎかいたいむ2月1日号を配付した。
 - 意見交換
南小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーションともに2グループに分かれて意見交換
 - テーマ
南小校区共生ステーション
 - ①公園・道路について
 - ②子ども・子育てについて
 - ③文化・スポーツについて
 - ④フリートーク市が洞小校区共生ステーション

- ①文化・スポーツについて
- ②公園・道路について
- ③学校教育について
- ④フリートーク

参加者	南小校区共生ステーション	15人
	市が洞小校区共生ステーション	12人

7 所感

今回の議会報告会は、南小学校区および市が洞小学校区の共生ステーションの2会場において同時開催した。当日は厳しい寒さに見舞われ、市内で複数のイベントが重なっていたものの、参加者数は南小学校区会場が15名、市が洞小学校区会場が12名となり、昨年を上回った。参加者の年齢層は20代から80代までと非常に幅広く、男女比もほぼ半数ずつであり、多様な層の市民が集う場となった。

会では「ぎかいたいむ2月1日号」の配付と議会報告を行った後、意見交換を実施した。各会場とも2組に分かれ、関心の高いテーマを優先して活発な議論が展開された。南小学校区会場では一人2分の持ち時間を設けるというルールを遵守したことで、参加者同士が他者の発言を自分事として捉え、尊重し合いながら意見を述べる良好な対話の場が形成された。若い世代からも地域の課題や要望を聞き取ることができ、委員会での早期調査に向けた重要な知見を得ることができた。市が洞小学校区会場では子育て世代中心に活発な議論が行われ、個別の施策の賛否以上に「市の説明と意思決定の見え方」「維持管理まで含めた現実的な運用」「学校・地域・保護者の関係再設計」といった、行政運営の根幹に関わる課題が共有された。

開催後のアンケート結果によると、両会場ともグループの約半数が初めての参加者であり、市民の満足度は概ね高かった。しかし、グループ分けの際の空間的な仕切りの確保や、発言時間を最大限に確保するための時間配分の工夫といった運営面での課題も残った。

本開催をもって市内全小学校区での報告会が完了した。今後は得られた意見を整理し、具体的な課題解決へと繋げていきたい。また、展望としては市内の様々な団体と真摯に向き合い、対話を重ねることで、未だ潜在する地域課題の解決に全力を尽くしたいと考える。

議案付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号 件 名

議案第 24 号 長久手市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 25 号 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第 26 号 古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

議案第 30 号 長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例につ
いて

議案第 32 号 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい
て

議案付託表（教育福祉委員会）

議案番号	件名
議案第 19 号	長久手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
議案第 20 号	長久手市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 21 号	長久手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 22 号	長久手市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 23 号	長久手市特定個人情報ゝ利用及び特定個人情報ゝ提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 27 号	長久手市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 28 号	長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	長久手市特定乳児等通園支援事業ゝ運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 33 号	長久手給食センター空調機器等改修工事（ゼロ債務、余裕期間・発注者指定）工事請負契約ゝ締結について

議案付託表（予算決算委員会）

議案番号 件名

議案第 7 号 令和 8 年度長久手市一般会計予算

議案第 8 号 令和 8 年度長久手市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和 8 年度長久手市土地取得特別会計予算

議案第 10 号 令和 8 年度長久手市介護保険特別会計予算

議案第 11 号 令和 8 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 12 号 令和 8 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算

議案第 13 号 令和 8 年度長久手市下水道事業会計予算

議案第 14 号 令和 7 年度長久手市一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 15 号 令和 7 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 16 号 令和 7 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 17 号 令和 7 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和 7 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 31 号 令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 号）

長久手市条例第 号

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(交付額) 第3条 議員に係る政務活動費は、 <u>年額15万円</u> （以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。 (1)及び(2) (略)	(交付額) 第3条 議員に係る政務活動費は、 <u>年額12万円</u> （以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。 (1)及び(2) (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年第2回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和8年5月7日 1日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	5月7日	木	午前10時	臨時会

4月28日(火)午前10時 議会運営委員会

5月8日(金) 予備日

令和8年第2回長久手市議会定例会会期日程(案) (令和8年6月4日～6月30日 27日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月4日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月5日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	6月6日	土		休 会
第4日	6月7日	日		休 会
第5日	6月8日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	6月9日	火		休 会
第7日	6月10日	水		休 会
第8日	6月11日	木		休 会
第9日	6月12日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	6月13日	土		休 会
第11日	6月14日	日		休 会
第12日	6月15日	月		予 備 日
第13日	6月16日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	6月17日	水		休 会
第15日	6月18日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	6月19日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	6月20日	土		休 会
第18日	6月21日	日		休 会
第19日	6月22日	月		予 備 日
第20日	6月23日	火	午前9時30分	予算決算委員会
第21日	6月24日	水		休 会
第22日	6月25日	木		予 備 日
第23日	6月26日	金	午前10時	議会運営委員会
第24日	6月27日	土		休 会
第25日	6月28日	日		休 会
第26日	6月29日	月		休 会
第27日	6月30日	火	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月19日(火)午前10時 議会運営委員会

5月25日(月)午前8時30分から 5月26日(火)正午まで

一般質問通告受付

5月26日(火)正午 陳情書及び請願書等受付締切り

6月 2日(火)午前10時 議会運営委員会

長久手市議会申合せ事項及び運営上の先例集

令和8年4月

議会運営委員会に関する申合せ事項

令和8年4月1日改正

この申合せは、長久手市議会の適正な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

- 1 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。
 - (1) 委員会所管の議案、請願等に関する事項
 - (2) 議会の運営に関する事項
 - ア 会期及び議事日程に関する事
 - イ 議案の審議方法に関する事
 - ウ その他、議会運営に関する事
 - (3) 議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項
 - ア 会議規則及び委員会条例に関する事
 - イ 議員の定数条例、定例会の回数を定める条例及び市議会事務局に関する条例に関する事
 - ウ 定例会の招集時期を定める規則及び傍聴規則に関する事
 - エ 市議会事務局処務規程及び市議会公印規程に関する事
 - (4) 議長の諮問に関する事項
 - ア 議会選出委員及び市長等の附属機関の議会推薦委員に関する事
 - イ 議会の同意を要する委員等に関する事
 - ウ 議会費の予算に関して意見を聞く事
 - エ その他、議長が必要と認める事
- 2 委員の選任
 - (1) 原則として会派に所属する議員で構成するものとし、各会派の所属議員数に概ね比例して選出する。
 - (2) 会派を解散または脱会したときは、委員の資格を失う。議会役員の改選を行う5月の臨時会後に、会派の解散、結成等により会派の所属議員数の変更があった場合は、その都度、会派代表者会議において委員の人数について協議し、調整する。
 - (3) 会派に所属しない議員については、代表1人を委員外議員として出席させることができる。発言することはできるが、採決には加わらない。また、会派に所属しない議員の人数が議員実数の3分の1以上のときは、委員として選任するかどうかを、会派代表者会議において決定する。(会派に所属しない議員の人数、議員実数ともに議長は除く)

- 3 議長は、委員会に出席する。発言することはできるが、採決には加わらない。
- 4 副議長は委員外議員として出席することができる。発言することはできるが、採決には加わらない。
- 5 その他、委員会の運営に関し必要な事項の生じた場合は、その都度協議する。

長久手市議会運営上の先例

目 次

第1章 総則

- 1 議会の呼称
- 2 議会の招集
- 3 参集
- 4 議席
- 5 会期
- 6 会議時間
- 7 休会
- 8 諸報告
- 9 紹介及び挨拶

第2章 議案及び動議

- 1 議案等の提出
- 2 議案等の配付
- 3 議案等の訂正及び撤回

第3章 議事日程

- 1 議事日程の作成
- 2 議事日程の追加

第4章 選挙

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 その他の選挙
- 3 開票立会人
- 4 選挙の結果

第5章 議事

- 1 議 題
- 2 除 斥
- 3 議案の説明
- 4 質 疑
- 5 委員会付託
- 6 附帯決議
- 7 委員長報告
- 8 討 論
- 9 表 決

第6章 発言

- 1 発 言
- 2 一般質問
- 3 発言時間
- 4 緊急質問

第7章 会議録

- 1 会議録署名議員
- 2 会議録の閲覧
- 3 会議録の配付

第8章 委員会

- 1 常任委員会
- 2 委員会の議事
- 3 委員会の傍聴
- 4 委員会の記録
- 5 特別委員会

第9章 請願・陳情

- 1 趣旨説明制度
- 2 請願書の処理
- 3 陳情書の処理
- 4 個人情報の取扱い

第10章 辞職

- 1 議長及び副議長の辞職

第11章 紀律

- 1 議場の紀律

第12章 その他

- 1 協議又は調整を行うための場
- 2 常任委員会等の正副委員長会
- 3 議会運営委員会
- 4 全員打合せ会
- 5 会派
- 6 会派代表者会議
- 7 文書の配付
- 8 新型コロナウイルス感染症対策

第1章 総則

1 議会の呼称

議会は、暦年ごとに会期の順次、回数を追って定例会、臨時会の別に、令和〇〇年第〇回長久手市議会定例会（又は臨時会）と呼称する。

2 議会の招集

- (1) 議会の招集は、告示の写しを添えて議長名で開会日時を記載した文書をもって通知する。
- (2) 任期満了後から、一般選挙後最初の議会までの諸会議は、事務局長名をもって通知する。

3 参集

参集の通告は、議員登庁表示盤にて行うものとする。（平成24年第1回臨時会から）

4 議席

- (1) 議席の割り振りは、議員の期数順を基本とし、議員間で調整の上、議長が定める。（令和5年5月1日から）
- (2) 議席番号の欠番はない。（平成15年3月までは4番を欠番としていた。）
- (3) 議席番号は議長から見て前列右端より始め、後列右端に及び、その左端をもって終わる。
- (4) 会派の異動により議席を変更したことがある。

5 会期

- (1) 一般選挙後、最初の会議における会期の決定は、臨時議長（議場にいる最年長の議員）のもとに行う~~ったことがある~~。
- (2) 会期は、議会運営委員会においてあらかじめ協議し、招集日に議長が会議に諮って決議する。
- (3) 会期は「本日から何月何日までの何日間」という定め方をする。臨時会において、会期が1日の場合にあっては「本日1日限り」とする。
- (4) 会期の延長は、議会運営委員会に諮り、議長発議により決定する。

6 会議時間

- (1) 本会議の開始時刻は午前10時とする。ただし、平成23年第3回定例会から、一般質問を議事日程とする本会議に限っては午前9時30分開始とする。（平成23年第3回定例会から平成28年第1回定例会まで試行期間。平成28年第2回定例会から本導入。）
- (2) 会議時間の延長は、議長の発議により決定する。
- (3) 議事の都合により翌日の開議時間を午前0時に繰り上げたことがある。（昭和57年第3回臨時会）

- (4) 議事の都合により開議時間を午前9時又は午前9時30分に繰り上げたことがある。また、午前10時30分に繰り下げたことがある。(日曜議会の一般質問、平成18年第3回定例会から一般質問開催日は開議時間を午前9時45分とした例がある。)

7 休会

- (1) 定例会では、本会議最終日の前日は事務整理のため休会にする。
- (2) 臨時会では、休会は設けない。

8 諸報告

- (1) 諸般の報告は議事日程に記載して、議長より報告する。
- (2) 法律に基づく諸般の報告は、招集告示後最初の議会運営委員会で配付し、本会議2日目に質疑する。
- (3) 法律に基づかない報告等は資料として議員に配付する。

9 紹介及び挨拶

- (1) 一般選挙後最初の議会開会の際、臨時議長の紹介は議会事務局長が行う。
- (2) 議長及び副議長に当選した議員は、登壇して挨拶をする。

第2章 議案及び動議

1 議案等の提出

- (1) 議会に提出される議案等は、あらかじめ議会運営委員会に報告する。
- (2) 追加提出される議案等は、その都度議会運営委員会に報告する。
- (3) 議員が議案等を提出しようとするときは、あらかじめその案をそなえ提出する。
- (4) 一般会計、特別会計等決算の認定議案は、毎年第3回定例会(9月)に提出されるのが例である。

2 議案等の配付

- (1) 市長提出議案等は、議会運営委員会にて配付する。ただし、議長の正式受理は開会当日とする。配付方法を議会ペーパーレス会議システムを使用し、データ配付に切り換えた。(令和4年第1回定例会から)ライブ配信開始に伴い、議案等資料の公開方法や時期について整理した。目次「4 要綱等 (1)本会議関係 ア 議案等資料の公開(配付時期)」参照
- (2) 議員提出議案等が提出されたときは、議長はその写しを上程する会議の当日に配付する。(議会運営委員会で合意されている議員提出議案を除く。)
- (3) 継続審査に付した議案等は、次の会議において配付しない。
- (4) 市長提出議案には、議案の概要が添付される。

3 議案等の訂正及び撤回

- (1) 議案等の訂正は、議会運営委員会に報告する。
- (2) 議案等の訂正は、説明・質疑及び討論を行わず、直ちに採決する。ただし、軽微な訂正については正誤表の配付等により訂正を行うことがある。
- (3) 議員提出議案は、撤回理由の説明を行わない。

第3章 議事日程

1 議事日程の作成

- (1) 議事日程は、招集前に開催される議会運営委員会においてあらかじめ協議したものを議長が作成するものとする。
- (2) 議事日程は、日程ごとに順次号数を付し、開議までに配付する。
- (3) 議事日程に記載する事件及び順序は議長が定める。
- (4) 議事日程に記載する事項及び順序は、おおむね次のとおりである。

会議名

- ア 開議の月日、開議の時間、議席の指定(改選後等初の議会)、変更
 - イ 会議録署名議員の指名
 - ウ 会期の決定、変更
 - エ 諸般の報告
 - オ 一般質問
 - カ 議員派遣の件
 - キ 委員会の閉会中の継続調査の申出
- (5) 諸般の報告は通常次の事項を報告する。
 - ア 意見書等の処理報告
 - イ 議案等の提出、撤回
 - ウ 法令に定められた報告
 - エ 議員派遣結果の報告
 - オ 辞職及び選挙
 - カ 各委員会委員の選任、所属変更
 - キ 議案説明員の報告
 - ク 監査の結果報告
 - ケ 議会の議決による専決処分の報告

2 議事日程の追加

議事日程の追加は、あらかじめ議会運営委員会において協議をして議長発議で行う。

第4章 議会人事

1 議会役員の改選

- (1) 議会役員の改選は、5月の臨時会で行う。
- (2) 議会役員の人選等に関する調整は、会派代表者会議で行う。

2 議長及び副議長の選挙

- (1) 議長及び副議長の選挙は投票によって行う。
- (2) 議員は点呼に応じて演壇に置く投票箱に順次投票する。
- (3) 議長及び副議長選挙において得票数が同数のため、くじにより議長又は副議長を決定したことがある。

(議長：平成19年第1回臨時会)

(副議長：平成14年第1回臨時会、平成18年第1回臨時会)

- (4) くじは、順序を決めるくじと、当選を決めるくじと2回行う。順序を決めるくじの順序は議席番号順とする。

3 その他の選挙

- (1) 一部事務組合の議員並びに選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は指名推選の方法によるのが例である。
- (2) 指名推選の発議、指名の方法及び被選挙人の指名は、議長が行う。

4 開票立会人

開票立会人は、出席議員の中から2人（会議録署名議員）を議長が会議に諮って指名する。

5 選挙の結果

当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに行う。

6 監査委員の選任

- (1) 毎年、議会役員の改選を行う5月の臨時会において、会派代表者会議で協議する。
- (2) 会派代表者会議での協議の結果、前任者が引き続き任に就くことを妨げない。
- (3) 会派代表者会議において、候補者の調整がつかない場合は、全議員による投票で決定する。投票の方法は、議長・副議長の選挙に準ずる（非公開）。

第5章 議事

1 議題

- (1) 市長提出議案等の提案説明及びこれに対する質疑は、一括議題とする。
- (2) 人事案件は1件ごとに議題とし、質疑を行い、委員会付託を省略し即決する。

(3) 委員会に付託した事件を会議の議題とするときは、議案・請願等を合わせて一括議題とし、総務くらし建設、教育福祉、予算決算及び議会運営の各委員会順にその経過と結果を報告する。

(4) 閉会中の継続審査に付した事件は、審査終了後の定例会で議題とする。

2 除 斥

議員が会議の議題において除斥に該当するときは、議長はその旨を宣言する。

3 議案の説明

(1) 提案理由の説明は副市長が行う。(平成16年第3回定例会から)

(2) 当初予算を審議するため毎年3月に招集される定例会においては、市長より提案理由の説明の前に施政方針を述べる。

(3) 議案の朗読は行わない。

4 質 疑

(1) 質疑は、1議案ごとに行う。

(2) 質疑者は、まず質疑事項の全部を述べる。

(3) 議員提出議案に関する質疑については、説明員の答弁は許されない。

(4) 法令に基づく諸般の報告も質疑できる。(平成22年第3回定例会から)

5 委員会付託

(1) 議案の委員会付託は「議案付託表」によって行う。

(2) 決議、人事案件及び請願が採択されたことにより提案された意見書案は、委員会付託を省略する。

ア 採択された請願の内容と意見書案の内容の一部に相違があったため、意見書案の内容の一部訂正し可決をした。(平成元年第3回定例会)

イ 決議を委員会に付託した例がある。(平成4年第4回定例会)

ウ 2つ以上の所管にわたる請願の付託を、分割してそれぞれの委員会に付託したことがある。(昭和54年第4回定例会で分割し、枝番を付し付託した。ただし分割付託は違法である。)

6 附帯決議

(1) 委員は附帯決議を付す場合は、当該事件の討論中に委員長へ附帯決議案を提出する。委員長は当該事件の表決後、当該附帯決議を付すべきか表決を行う。

(2) 附帯決議を付すべきとした場合は、本会議における委員長報告でその内容を説明する。

(3) 附帯決議を本会議で表決に付す場合、委員長報告は、附帯決議を付すべき提案があった旨及びその審査結果の報告に留める。当該附帯決議の審議は、

事件の表決後、再度所管の委員長が登壇し、その内容を説明した上で質疑、討論を行わず表決を行う。なお、この際に配付~~布~~される附帯決議案は、議案の形式を用いず、下記のとおりとする。

- (4) 議員が附帯決議を提出する場合、予め議会運営委員会に諮った上で、附帯決議を付すべきとする議案の可決後に提出する。

(参考 平成28年第1回定例会提出)

附 帯 決 議

一般会計予算事業の執行にあたり、下記の事項に留意して、市民の税金を無駄にしない健全な財政運営に努め、真の市民福祉の向上に繋がるよう執行すること。

- 1 平成28年度の予算は、市債は総額7億7,700万円の見込みで、基金は13億8,425万円の減少となる。予算執行にあたっては、将来世代に負担を残さない配慮をすること。
- 2 地域振興事業、今後の地域共生ステーション整備事業にあたっては、必要性や公益性を十分留意し、地域格差を生まないように執行すること。
- 3 保育園や放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室事業の待機児童解消に全力をあげて取り組むこと。また、長湫北保育園の移設新築に関しては、地域住民の意見を尊重しつつ早期に完了することができるように努めること。
- 4 リニモ経営支援は、赤字補填最後の年となる。先の横領事件のようなことを今後二度と起こさない真剣な経営をすることを愛知高速交通株式会社に要請すること。

7 委員長報告

- (1) 委員長は、委員会において案件の審査が終了した時、委員長報告書を作成する。
- (2) 委員長はその経過並びに結果を報告する場合は、自己の意見を加えない。
- (3) 委員長報告に対しての質疑は、委員長にする。

- (4) 委員会に委員長が欠席したため委員長報告は、本会議に委員長が出席していても副委員長が行ったことがある。(昭和57年第4回定例会)

8 討 論

本会議においては、委員長報告が可決の場合は、原案反対者、原案賛成者の順とし、委員長報告が否決の場合は、原案賛成者、原案反対者の順とする。また委員会では、反対討論、賛成討論の順とする。

9 表 決

- (1) 起立採決は賛成者の起立を求める。
- (2) 簡易採決に異議があるときは起立により採決を行う。
- (3) 委員会審査結果が否決のときは、原案について諮る。
- (4) 投票により採決するときは、議長を出席議員に算入しない。また、出席議員で投票を棄権したものについては、これを否とみなすこととする。
- (5) 投票のための点呼は、議席番号順による。(点呼は、議長の命により議会議務局長が行う。)
- (6) 投票は無記名で行うのが例であり、記名投票をしたことは無い。

第6章 発 言

1 発 言

- (1) 簡易な事項について議長が許可したときは、議席で発言を行う。(議案質疑、委員長報告の質疑、討論、議事進行上の発言)
- (2) 発言は通告によるもののほか起立により議長の許可を得て発言する。
- (3) 説明員が発言しようとするときは、議長に申し出て許可の後、発言をする。
- (4) 議場で行う当局の発言はすべて議員の例による。

2 一般質問

- (1) 一般質問には代表質問と個人質問があり、代表質問者は個人質問できない。
- (2) 個人質問は毎定例会、代表質問は第1回定例会に行う。
- (3) 発言通告書には具体的な質問要旨等を明確に記載する。
- (4) 文字の大きさは12ポイントで明朝体とし、電子データで提出する。
- (5) 発言の順序は、代表質問、個人質問の順に、それぞれ通告の順に行う。
- (6) 質問通告者が提出期限経過後に提出されたものについて受理を認めなかったことがある。(昭和51年第3回定例会、昭和54年第2回定例会、平成26年第3回定例会)
- ~~(7) 質問通告者が当日欠席したときは、権利を放棄したとみなしたことがあ~~

~~る。(平成8年第3回定例会)会議規則を改正したことにより、質問者が当日欠席した場合、通告が無効になったことがある。(令和4年第1回定例会)~~

- (8) 2回目以後の質問は、質問者が答弁者を指名することができる。
- (9) 質問通告者が1回目に質問をしなかった事項は、2回目以降で質問をしない。
- (10) 再質問は、通告事項の順に項目ごとに質問・答弁を繰り返す。再質問において発言通告の項目順に行わなかったため、質問した項目以前の再質問を認めなかったことがある。
- (11) 再質問の回数制限はしない。(平成18年第3回定例会から。平成17年第1回定例会から3回。以前は2回まで。)
- (12) 代表質問の関連質問は、同一会派の議員に限り発言することができる。
- (13) 個人質問、代表質問は質問席で行う。関連質問は自席で行う。(平成17年第1回定例会から)
- (14) 一般質問開始時間は、午前9時30分開始とする。

(15) 一般質問の録画映像は平成23年6月からインターネットで配信し**て**いる。令和5年第1回定例会から、**本会議の全日程の録画配信を開始し、ライブ映像の配信も始めた。※要綱あり**

(16) 補助資料

一般質問における補助資料とは、説明の際に言葉だけでは十分に伝わらない事柄について、議会主席者や傍聴者の理解を深めるために必要な資料を指す。

ア 議会出席者や傍聴者に資料内容が共有できるようにするため、質問日の前日正午までに、使用する資料を議会事務局に提出し、議長の許可を得る。

イ 写真やスキャンデータにできない類で実物を紹介する必要がある場合は、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、質問席で掲げて見せることとする。

ウ 本を紹介する場合は、実物を質問席で掲げて見せるのではなく、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、内容を説明する程度とする。表紙を共有する必要がある場合は、スキャンデータを質問日の前日正午までに議会事務局に提出する。

3 発言時間

- (1) 一般質問の発言時間はすべての質問及び答弁を含め60分以内とする。また一問一答とし、質問の回数は制限しない。

一般質問だけの
ことではなくな
ったので、
どこかの項目へ
移動

- (2) 代表質問における関連質問は、通告者と同一会派の議員に限り発言することができる。その際は、一問一答により質問及び答弁を含め1人5分を限度とし、質問の回数は制限しない。また、個人質問における関連質問は認めない。(平成30年第1回定例会から)
- (3) 発言時間の制限の際、発言途中で制限時間になったとき、議長が発言者に注意をしたことがある。

4 緊急質問

- (1) 緊急質問は、議会運営委員会において、緊急性があると認められたものに限り議会の同意を得て、これを許したことがある。(昭和58年第4回定例会)
- (2) 緊急質問の発言方法は、個人質問に準ずる。

第7章 会議録

1 会議録署名議員

- (1) 会議録署名議員2人は、議席番号順に1番から及び18番から逆の議席番号順に議員を指名する。
- (2) 会議録署名議員の指名は会期の初日に行い、一会期を通じての指名を行う。なお、臨時会は議長が決定した後に行う。
- (3) 会議録署名議員が会期中に欠席した場合は、次の番号の議員を追加指名する。
- (4) 会議において職務を行った臨時議長及び副議長は、会議録に署名する。

2 会議録の閲覧

平成15年4月から平成13年第1回定例会以降分は会議録検索システムによりインターネットで閲覧できることとした。

3 会議録の配付

会議録は、議員(令和4年度から電子データ)、市長、国立国会図書館(平成24年度から)、市役所西庁舎1階情報コーナー、中央図書館に配付する。(平成15年度から)

第8章 委員会

1 常任委員会

- (1) 委員長及び副委員長の互選は委員を選任した日に行い、その結果を次の本会議において報告する。
- (2) 副議長は、常任委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。

2 委員会の議事

- (1) 委員会の開催時刻は、会議規則の規定を準用せず、委員長の議事整理権に基づき会議を開くことができる。
- (2) 委員会における発言は、委員長の許可を得て行うが、質問は一問一答により行う。
- (3) 委員会は案件について必要があるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。(平成18年第2回定例会の議会運営委員会にて、委員外発言の申出を、委員会に諮り全会一致で許可しなかったことがある。)
- (4) 日曜日、祝日等の休日には委員会を開かないのを例とするが、休日に開いた例がある。(昭和52年3月22日第1回定例会。平成11年第4回定例会から平成15年第4回定例会までの第4回定例会ごとで日曜議会を5回実施した。)
- (5) 委員会における採決の方法は、挙手の方法によるのを原則としているが、簡易表決によることもある。
- (6) 委員長報告は、正副委員長に一任する。
- (7) 議決を急ぐ予算議案は、その都度議会運営委員会に諮り、分科会に送付せず委員会で審査する~~こととした~~。(令和3年第2回定例会から)
- (8) 委員会もインターネットでライブ配信を~~もた~~する。(令和5年第1回定例会から)

3 委員会の傍聴

- (1) 委員会の傍聴は、これを認める。ただし、定員は10人以内とする。(平成14年第1回定例会から)
- (2) 議員の傍聴は、口頭で議会事務局に伝える。一般傍聴は本会議の傍聴の例による。(平成14年度より改正)
- (3) 傍聴の議員からの発言要求は、許可しない。(許可したことはある。)

4 委員会の記録

- (1) 委員会の記録は要点筆記とし、副委員長及び議会事務局で行う。
- (2) 委員会の記録は委員長が署名して議長へ提出する。

5 特別委員会

- (1) 特別委員会は議会の必要性に基づき議長発議により設置する。
- (2) 委員の選任方法は、常任委員会の選任の例による。
- (3) 副議長は、特別委員会の委員になることができる。副議長の職としては委員会に出席しない。
- (4) 「調査終了まで」と議決された特別委員会は、委員長が全員打合せ会で

調査報告をしたのち、廃止の議決をする。

- (5) 予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする。(平成31年5月1日常任委員会へ移行)

第9章 請願・陳情

1 趣旨説明制度 ※別に申合せあり

請願及び陳情を提出した者は、委員会審査の際に趣旨説明ができる。(平成27年5月15日から)

2 請願書の処理

- (1) 当該定例会の一般質問通告書の締切時間までに受理した請願は、次の議会運営委員会で確認後、本会議で紹介議員が説明し、質疑の後、請願文書表をもって委員会に付託する。
- (2) 請願の審議結果は請願者に文書で通知する。この場合同一趣旨の請願については、その代表者に通知する扱いとしている。
- (3) 同一趣旨の請願については、一括討論・採決する。
- (4) 臨時会において請願を急施事件として採決した例がある。
(昭和56年第4回臨時会)
- (5) 紹介議員の取消しがあった請願は、新たに紹介議員を立てなければ会議に上程しない。
- (6) 紹介議員が取消された請願は、取消しを申し出た議員から請願者へ返却する。
- (7) 上程された請願を取下げの場合は、提出者(代表者)及び紹介議員が取下げ申出書を提出し、会議に諮って許可する。
- (8) 議案の内容に反した主旨の請願を議案可決によりみなし不採択とした。
(平成23年第4回定例会、平成24年第1回定例会)

3 陳情書の処理

当面は以下により取り扱うこととし、状況を見て再度検討する。(平成22年9月3日)

(1) 持参による陳情

ア 締切りは、請願書と同じとする。

イ 受付後、最初の議会運営委員会で審査すべき委員会を決定し、所管の委員会を記した陳情文書表及び陳情の写しを全議員に配付する。

ウ 陳情の審査は委員会のみで行い、本会議には上程しない。(委員長報告はしない。)

エ 委員会の審査では、次のいずれかの処置をとるべきかを決定する。

- (ア) 本市の当該関係機関に善処方を求める。
- (イ) 本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える。
- (ウ) 各議員への配付に留める。
- (エ) (ア)、(イ)、(ウ)いずれにも該当しないものについては、委員会で判断する。

オ 委員会は、前項の決定事項を議長に報告し、議長は、その報告に基づき陳情者へ文書回答するとともに、回答事項を全議員に報告する。

(2) 郵送による陳情

従来どおり写しを議員配付とする。

- (3) 意見書を求める陳情書は、紹介議員を介して請願書としての提出を陳情者に求める。そのまま提出された陳情書は、審査の対象外とし、従来どおりその写しを議員配付する。

4 個人情報の取扱い（令和5年第1回定例会から）

請願・陳情の文書に記載された提出者の個人情報（住所・氏名）は、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 審査には個人情報が記載された文書の写しを使用する。傍聴者への資料配付及び市議会ホームページ、議会だより等への公開は、個人情報が見えないように加工して行う。団体名は、全て公開する。併せて提出された署名簿等については、全て非公開とする。
- (2) 本会議や委員会で請願・陳情を読み上げる際は、提出者（代表者）の住所は市町村（区制のある市は区名）まで、氏名は名字までとする。団体名はそのまま読み上げる。署名簿等は署名者の総数のみを読み上げる。

第10章 辞職

1 議長及び副議長の辞職

- (1) 議長及び副議長の辞職は、簡易表決により許可する。
- (2) 副議長の辞職願が、一旦撤回されたことがある。

第11章 紀律

1 議場の紀律

- (1) 議員の録音機持込による録音は行わない。
- (2) 会議においては軽装で出席し、品位の保持に配慮する。説明員及び職務のため出席する職員も同様とする。（令和4年第2回定例会から）
ただし、平成17年第2回定例会から令和4年第1回定例会までは夏季の服装はクールビズ（ノーネクタイ、ノージャケット）であった。

- (3) 議場で開催される会議及び委員会での呼び出しは行わない。

第12章 その他

1 協議又は調整を行うための場

(1) 全員協議会

全員協議会は必要に応じ議長が招集する。

(2) 広報広聴協議会 ※要綱あり

協議会は全議員（議長を除く）が参加し、協議会は必要に応じ会長（副議長）が招集する。また、協議会員は広報部会と広聴部会のいずれかに所属する。

2 常任委員会等の正副委員長会

(1) 議長が委員会相互間の連絡調整を図る必要がある場合に開催する。

(2) 正副委員長会は議長が招集し、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長のほか副議長が出席する。

3 議会運営委員会 ※別に申合せあり

(1) 議会招集日の前に会議を開き、会期日程、議事日程、一般質問通告者の割振り等を決める。

(2) 会期中において、追加議案の取扱い、議事日程の確認のため開催する。

(3) 上程議案の内容を聴取するため理事者の出席を求める。

~~(4) 議長及び副議長は、議会運営委員会に出席する。~~

4 全員打合せ会

(1) 一般選挙後、初議会前に全員打合せ会を開催する。

(2) 一般選挙後最初の全員打合せ会は、議会事務局長名で招集する。

(3) 全員打合せ会は必要に応じ議長が会期中であると否とを問わずこれを招集する。

(4) 報告事項は、次のとおりとする。

ア 議会及び市の協議連絡事項

イ 常任委員会等の研修報告

ウ その他議長が必要と認めること

5 会派

(1) 会派とは所属議員の2人以上で構成する議員の同志的集合体をいう。

(2) 会派を結成したときは、その名称、代表者及び所属議員等を議長（議長・副議長が選挙されるまでは議会事務局長）に届け出るものとする。また、この届け出事項に変更があった場合も同様とする。

(3) 会派控室の使用は、~~原則午前8時30分から午後5時までとし、休日は~~

~~休館とする。~~ 公民館の開館時間内とする。平日の午後5時15分以降及び土日祝日に使用する場合は、事前に議会事務局に届け出る。会派控室は会派ごとに指定する。

6 会派代表者会議

- (1) 議長が会派相互の連絡調整を図る必要がある場合に開催する。
- (2) 会派代表者会議は議長が招集し、会派代表者等のほか副議長が出席する。

7 文書の配付

議員への配付を求めて議会あてに送付された外部からのあて名のない文書は、議事及び議案に係る文書のみ配付の対象とし、それ以外の文書の取り扱いについては議長が判断する。

8 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 市が行う市民への感染症対策を優先するため、発言通告後に一般質問（代表・個人）を中止した。（令和2年第1回定例会）
- (2) 感染症対策として、議場及び委員会室の三密対策を講じた。
 - ア 本会議及び委員会の傍聴自粛をホームページにおいて市民へ呼びかけた。（令和2年4月）
 - イ 本会議及び委員会の傍聴者数を半分に減らした。（本会議20人→10人、委員会10人→5人）（令和2年第2回定例会から令和4年第1回定例会まで）
 - ウ 本会議の執行部の出席者を議案及び一般質問等を所管する部のみとした。（市長、副市長、教育長、参事、市長公室及び総務部は除く）（令和2年第2回定例会から令和4年第1回定例会まで）
 - エ 本会議（一般質問）に出席する議員数を定足数を下回らない人数に絞り、入れ替わることとし、退席した議員は正副議長室にて音声のみで傍聴した。（令和2年第2回定例会）
 - オ 議長を除く全議員が委員となっている予算決算委員会の場所を委員会室から議場に変更した。（令和2年第1回臨時会から）
- (3) 市議会の災害対策行動マニュアルに、感染症対策等について追記した。（令和2年10月19日）

長久手市議会書式例

目次

1	議員からの臨時会招集請求	23	資格決定
2	休会日の会議請求	24	資格決定書
3	議員提出議案	25	事務検査に関する動議
4	決議書	26	事務検査請求書
5	意見書	27	監査請求に関する動議
6	修正の動議	28	監査及び結果報告請求書
7	議員提出議案の撤回請求	29	事務調査に関する動議
8	議員提出議案の訂正請求	30	委員会招集請求書
9	当選通知書	31-1	議員及び正副議長の辞職願
10	当選承諾書	31-2	委員の辞任願
11	発言通告書	32-1	辞職許可通知（開会中）
12	所管事務調査通知書	32-2	辞任許可通知（開会中）
13	派遣承認要求書	33-1	辞職許可通知（閉会中）
14	閉会中の継続審査申出書	33-2	辞任許可通知（閉会中）
15	少数意見の報告書	34	議員辞職による選管通知
16	請願書	35	議会の欠席、遅刻、早退届
17	請願の取下申出書	36	委員会の欠席、遅刻、早退届
18	請願の紹介議員の取消申出書	37	会派結成届
19	秘密会審議に関する動議	38	会派異動届
20	懲罰動議	39	通称名の使用申出書
21	処分要求書		
22	議員の被選挙権の資格決定要求書		

(○はスペース)

1 議員からの臨時会招集請求

○○○長久手市議会臨時会招集請求について

○次の事件を付議するため、長久手市議会臨時会を速やかに招集されるよう、地方自治法第101条第3項の規定により請求します。

○○令和 年 月 日

○長久手市長○□□□□□○様

長久手市議会議員○□□□□□○

記

会議に付議すべき事件

○1○

○2○

※ 議員定数の4分の1以上の議員の請求が必要。

2 休会日の会議請求

○○○長久手市議会休会日の開議請求について

○本日は休会日であるが、次の理由により会議を開くよう地方自治法第114条第1項の規定により請求します。

理○○由

1○

2○

令和 年 月 日

○長久手市議会議長○□□□□□○様

長久手市議会議員○□□□□□○

※ 議員定数の半数以上の議員の請求が必要。

3 議員提出議案

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
提出者○長久手市議会議員○□□□□□○
賛成者○長久手市議会議員○□□□□□○
○○○□□□□□□□について
○議案を別紙のとおり、地方自治法第112条（または会議規則第13条第1項）の規定により提出します。

※ 地方自治法第112条：提出者を含めて議員定数の12分の1以上の賛成が必要。

会議規則第13条第1項：1人以上の賛成者。

会議規則第13条第2項：提出者及び賛成者の連署が必要。

※ 非該当条項は削除すること。

別紙（議案及び提案の理由）を付ける。

（別紙 その1）

発議第□号（議員提出の場合）
発委第□号（委員会提出の場合）
○○○□□□□□□□条例の一部を改正する条例について
○□□□□□□□条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。
○令和 年 月 日提出
提○出○者 長久手市議会議員○□□□□□○
賛○成○者 長久手市議会議員○□□□□□○
○○○説○明
○□□□□□□□

※ 提出者を含めて議員定数の12分の1以上の連署が必要。

1ページ30行程度1行35字を基本とする。

		×××	×××
××	(略)	(略)	(略)
××	×××	×××	×××
	(略)	(略)	(略)

〇〇〇附〇則

〇この条例は、××年×月×日から施行する。ただし、第10条の改正は、公布の日から施行する。

4 決議書

<p>〇〇〇□□□□□□□に関する決議</p> <p>〇決議案を別紙のとおり提出する。</p> <p>〇〇令和 年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;">提〇出〇者 長久手市議会議員〇□□□□□〇</p> <p style="text-align: right;">賛〇成〇者 長久手市議会議員〇□□□□□〇</p> <p>〇長久手市議会議長〇□□□□□〇様</p> <p>〇〇〇要〇旨（提出理由） 〇□□□□□□□</p>

※ 1人以上の賛成者（会議規則第13条第1項）で提出可能。
提出者及び賛成者は連署（会議規則第13条第2項）が必要。
1ページ30行程度1行35字を基本とする。

（別紙）

<p>別紙</p> <p>〇〇〇〇□□□□□□□に関する決議（案）</p> <p>〇〇□□□□□□□</p> <p>〇□□□□□□□</p> <p>〇〇以上、決議する。</p> <p>〇〇令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県長久手市議会〇〇</p>
--

※ 1ページ30行程度1行35字12ポイントを基本とする。
横書きとする。

5 意見書

〇〇〇□□□□□□□に関する意見書の提出について

〇首題の事件について、別紙のとおり□□□大臣、□□□大臣に意見書を提出する。

〇〇令和 年 月 日提出

提〇出〇者

長久手市議会議員〇□□□□□〇

賛〇成〇者

長久手市議会議員〇□□□□□〇

〇長久手市議会議長〇□□□□□〇様

〇〇〇要〇旨（提出理由）

〇□□□□□□□

- ※ 1人以上の賛成者（会議規則第13条第1項）で提出可能。
提出者及び賛成者は連署（会議規則第13条第2項）が必要。
1ページ30行程度1行35字12ポイントを基本とする。

（別紙 その1）

意見書案第□□号

〇〇〇□□□□□□□に関する意見書の提出について

〇首題の事件について、別紙のとおり□□□大臣、□□□大臣に意見書を提出する。

〇令和 年 月 日提出

提〇出〇者

長久手市議会議員〇□□□□□〇

賛〇成〇者

長久手市議会議員〇□□□□□〇

〇〇〇要〇旨（提出理由）

〇□□□□□□□

- ※ 1人以上の賛成者（会議規則第13条第1項）で提出可能。
提出者及び賛成者は連署（会議規則第13条第2項）が必要。
1ページ30行程度1行35字12ポイントを基本とする。

(別紙 その2)

別紙

〇〇〇〇□□□□□□□に関する意見書

〇〇□□□□□□□

〇□□□□□□□

〇〇以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇令和 年 月 日

愛知県長久手市議会〇〇

提出先

〇□□□大臣

〇□□□大臣

※ 1 ページ30行程度1行35字12ポイントを基本とする。
横書きとする。

6 修正の動議 (地方自治法第115条の3の規定による場合)

<p>修 正 案</p> <p>○議案第□号□□□□□□□に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3の規定により提出します。</p> <p>○○令和 年 月 日</p> <p>○長久手市議会議長○□□□□□○様</p> <p style="text-align: right;">発 議 者 長久手市議会議員○□□□□□○ 長久手市議会議員○□□□□□○</p>

※ 議員定数の12分の1以上の連署が必要。

(別紙)

<p>修正案第□号</p> <p>○○○議案第□□号□□□□□□□に対する修正案○○○</p> <p>○議案第□□号□□□□□□□に対する修正案を下記のとおり、地方自治法第115条の3の規定により提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○第□条中「□□□」を「□□□」に改める。 ○別表本文中「□□□□□□」を削る。</p> <p>○○令和 年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;">発 議 者○長久手市議会議員○□□□□□○ 長久手市議会議員○□□□□□○</p>

(地方自治法第115条の3の規定以外の場合)

修 正 案

○議案第□号□□□□□□□□に対する修正案を別紙のとおり、会議規則第16条の規定により提出します。

○○令和 年 月 日

○長久手市議会議長○□□□□□○様

提 出 者 長久手市議会議員○□□□□□○

※ 1人以上の者の連署が必要。

(別紙)

修正案第□号

○○○議案第□号□□□□□□□□□□に対する修正案○○○

○議案第□号□□□□□□□□□□に対する修正案を下記のとおり、会議規則第16条の規定により提出します。

記

○要旨(提出説明)中「□□□」を「□□□」に改める。

○別表本文中「□□□□□」を削る。

○○令和 年 月 日提出

提 出 者○長久手市議会議員○□□□□□○

(委員会における委員の修正案の提出)

<p>修 正 案</p>
<p>○議案第□号□□□□□□□□に対する修正案を別紙のとおり、会議規則第67条の規定により提出します。</p>
<p>○○令和 年 月 日</p>
<p>○□□委員会委員長○□□□□□○様</p>
<p>提 出 者 □□委員会委員○□□□□□○</p>

(委員会による修正の場合)

<p>修 正 案</p>
<p>○議案第□号□□□□□□□□□□に対する修正案を別紙のとおり、会議規則第16条の規定により提出します。</p>
<p>○○令和 年 月 日</p>
<p>○長久手市議会議長○□□□□□○様</p>
<p>提 出 者 □□委員会委員長○□□□□□○</p>

※ 委員長報告として本会議で議題とする。

(別紙 その1)

<p>修正案第□号</p>
<p>○○○議案第□□号□□□□□□□□□□会計補正予算(第□号)に対する○○○ □□委員会修正案</p>
<p>○議案第□□号□□□□□□□□□□会計補正予算(第□号)に対する□□委員会修正案を別紙のとおり、会議規則第16条の規定により提出します。</p>
<p>○○令和 年 月 日提出</p>
<p>□□委員会委員長○□□□□□○</p>

(別紙 その2)

別紙

〇〇〇議案第□□号□□□□□□□□□会計補正予算（第□号）に対する〇〇〇修正案

〇議案第□□号□□□□□□□□□会計補正予算（第□号）の一部を次のように修正する。

〇第1条中「□□□千円」を「□□□千円」に改める。

〇第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

〇（歳〇入）

単位：千円

款	項	修正金額	原案金額	修正金額	
				増	減
歳入合計					

〇（歳〇出）

単位：千円

款	項	修正金額	原案金額	修正金額	
				増	減
歳出合計					

7 議員提出議案の撤回請求

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
提出者○長久手市議会議員○□□□□□○
○○○議案の撤回について（請求）
○先に提出した下記の議案を撤回したいので会議規則第18条の規定により請求します。
記
1 ○議案名
○○発議第□号□□□□□□□□
2 ○理由
○○□□□□□□□□

※ 撤回の請求は議案の提出者から請求する。

8 議員提出議案の訂正請求

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
提出者○長久手市議会議員○□□□□□○
○○○議案の訂正について（請求）
○先に提出した下記の議案について訂正したいので会議規則第18条の規定により請求します。
記
1 ○議案名
○○発議第□号□□□□□□□□
2 ○訂正の内容
○○□□□□□□□□

9 当選告知書

	□長議第□□□号 令和 年 月 日
○当選人○□□□□□○様	
	長久手市議会議長○□□□□□⑩
○○○当選告知について	
○令和 年 月 日の長久手市議会で行った□□□□の選挙において、貴殿が委員に当選されたので告知いたします。	
○なお、当選承諾のうえは別紙当選承諾書に記名押印のうえ、折り返し提出願います。	

10 当選承諾書

	当選承諾書
○令和□□年□□月□□日の議会で行われた□□□□選挙による当選を承諾します。	
○○令和 年 月 日	
○○○長久手市議会議長○□□□□□○様	
	当選人○□□□□□⑩

※ 返送された後、お礼文を出す。

11-1 発言通告書（代表質問）

受付	代表質問 令和 年 月 日	第 号 時 分
----	------------------	------------

一般質問＜代表＞発言通告書

令和 年 月 日

長久手市議会議長 殿

会派名

長久手市議会議員〇□□□□□〇

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	□□□について (1)〇□□□□□□□□□□□□□□□□ (2)〇□□□□□□□□□□□□□□□□	
2	□□□について (1)〇□□□□□□□□□□□□□□□□ ○ア〇□□□□□□□□□□□□□□□□ ○イ〇□□□□□□□□□□□□□□□□	
3	□□□について 〇□□□□□□□□□□□□□□□□	

1 2 所管事務調査通知書

<p>所管事務調査通知書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○長久手市議会議長○□□□□□○様</p> <p style="text-align: right;">□□委員会委員長○□□□□□○</p> <p>○本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので、会議規則第70条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ○事項 ○○</p> <p>2 ○目的 ○○</p> <p>3 ○方法 ○○</p> <p>4 ○期間 ○○</p>
--

1 3 派遣承認要求書

<p>派遣承認要求書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>○長久手市議会議長○□□□□□○様</p> <p style="text-align: right;">□□委員会委員長○□□□□□○</p> <p>○本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したから、承認されるよう会議規則第71条の規定により要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ○日時 ○○</p> <p>2 ○場所 ○○</p> <p>3 ○目的 ○○</p> <p>4 ○経費 ○○</p> <p>5 ○派遣委員の氏名 ○○</p>

14 閉会中の継続審査申出書

	令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
	□□委員会委員長○□□□□□○
○○○閉会中の継続審査の申し出について	
○本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。	
	記
1 事件名	
2 理由	

15 少数意見の報告書

	少数意見報告書
○令和 年 月 日□□委員会において留保した少数意見を、下記のとおり会議規則第73条第2項の規定により報告します。	
○○令和 年 月 日	
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
	□□委員会委員○□□□□□○
	賛成者○□□□□□○
	記
1 件名	
2 意見の要旨	

※ 委員長を経由して提出すること。

16 請願書

○○○□□□□□□□□に関する請願書	令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
請願者(代表)住所 氏名(署名又は記名押印) 他名	
紹介議員(代表)長久手市議会議員 (署名又は記名押印) 長久手市議会議員 (署名又は記名押印)	
1 請願趣旨	
2 請願事項 (箇条書きで列記のこと)	

- ※ 紹介議員が2名以上の場合は連署すること。
- ※ 請願者及び紹介議員の代表者を明記すること。

17 請願の取下申出書

	令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
請願者(代表)住所 氏名(署名又は記名押印)	
紹介議員(代表) 長久手市議会議員 (署名又は記名押印)	
○○○請願書の取下申出書	
○先に提出した請願は、下記により取り下げますから、お取り計らいくださるようお願いします。	
	記
1 請願名 □□□□□□□□に関する請願書	
2 請願年月日 令和 年 月 日	

18 請願の紹介議員の取消申出書

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
(紹介議員) 長久手市議会議員○□□□□□○
○○○請願の紹介取消申出書
○令和 年 月 日付で提出した下記の請願の紹介を取り消したいので、ご承認願います。
記
1 請願名

19 秘密会審議に関する動議

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
長久手市議会議員○□□□□□○ 長久手市議会議員○□□□□□○ 長久手市議会議員○□□□□□○
○○○秘密会審議に関する動議について
○議案第□号（□□□□の件）について、秘密会を開いて審議するよう、地方自治法第115条第1項の規定により、動議を提出します。

※ 議員3人以上の発議が必要。

20 懲罰動議

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
長久手市議会議員○□□□□□○ 長久手市議会議員 □□□□□○ 長久手市議会議員 □□□□□○
○○○□□□□議員に対する懲罰の動議について
○動議を下記の理由により地方自治法第135条第2項及び会議規則第106条の規定により提出します。
記
1 理由

- ※ 議員定数の8分の1以上の者の連署が必要
- ※ 懲罰は、その事犯のあった日から起算して3日以内に提出しないと時効となる。

21 処分要求書

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
長久手市議会議員○□□□□□⑩
○令和 年 月 日の本会議（委員会）において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により処分を要求します。
記
1 侮辱を与えた者の職氏名 長久手市議会議員○□□□□□
2 侮辱を受けた日時・場所 (1) 日時 令和 年 月 日() 時 分 (2) 場所 (例：長久手市議会議場にて開会の本会議中)
3 要求の理由

- ※ 侮辱を受けた議員の相手方は、議員に限られる。

2 2 議員の被選挙権の資格決定要求書

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様
提出者 長久手市議会議員○□□□□□⑩
○下記の議員の資格の有無を議会において決定されるよう理由をつけ、別紙証拠書類を添え、会議規則第95条の規定により要求します。
記
1 議員氏名 長久手市議会議員○□□□□□
2 理由
3 証拠書類 別添のとおり

2 3 資格決定

□□長議第□□号 令和 年 月 日
○要求議員○□□□□□○様
○被要求議員○□□□□□○様
長久手市議会議長○□□□□□⑩
○○○資格決定書の交付について
○令和 年 月 日□□議員から提出された資格決定要求書に基づく□□議員の被選挙権の有無については、別紙資格決定通知書のとおり決定したので、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第6項の規定により交付します。

2 4 資格決定書

資 格 決 定 書
資格の決定を求めた議員○□□□□□○ 資格の決定を求められた議員○□□□□□○
○□□□□議員の被選挙権の有無については、下記のとおり決定する。
記
1 被選挙権を有する（有しない）
2 理由
○○令和 年 月 日
長 久 手 市 議 会

25 事務検査に関する動議

令和 年 月 日
○長久手市議会議長○○○○○○○様
提出者 長久手市議会議員○○○○○○○
賛成者 長久手市議会議員○○○○○○○
○○○事務検査に関する動議
○地方自治法第98条第1項の規定により、下記のとおり事務検査を行うものとする。
記
1 検査事項
(1) □□□□に関する事項
2 検査の方法
(1) 関係書類及び□□の提出を求める。
(2) 検査は□□委員会に付託して行う。 (検査は委員□人からなる□□特別委員会を設置し、これに付託して行う。)
(3) この検査は、議会の閉会中もなお継続して、これを行うことができる。
3 理由

※ 1人以上の賛成者が必要。

26 事務検査請求書

□□長議第□□号 令和 年 月 日
○（執行機関）様
長久手市議会議長○○○○○○○ ^印
○○○事務の検査について
○令和□年第□回長久手市議会定例会(臨時会) 月 日の会議において、下記の事項について地方自治法第98条第1項の規定により事務の検査を行うこと議決したので、 月 日までに関係書類及び計算書(並びに報告書)の提出を求めます。
記
1 検査事項
(1) □□□□に関する事項
2 提出書類及び計算書(並びに報告書)
(1)

27 監査請求に関する動議

	令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
	提 出 者 長久手市議会議員○□□□□□○
	賛 成 者 長久手市議会議員○□□□□□○
○○○監査請求に関する動議	
○地方自治法第98条第2項の規定により、下記のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。	
記	
1 監査を求める事項	
(1)○□□□□□に関する事項	
2 監査結果の報告期限	
令和 年 月 日	
3 理 由	

※ 1人以上の賛成者が必要。

28 監査及び結果報告請求書

	□□長議第□□号 令和 年 月 日
○長久手市監査委員 □□□□□○様	
	長久手市議会議長○□□□□□◎
○○○監査及び結果報告について	
○令和□年第□回長久手市議会定例会(臨時会) 月 日の会議において、下記の事項について地方自治法第98条第2項の規定により監査を求めその結果について報告を請求することを議決したので、 月 日までに報告されるよう請求します。	
記	
1 監査事項	
(1)○□□□□□に関する事項	

29 事務調査に関する動議

令和 年 月 日

○長久手市議会議長○□□□□□○様

提 出 者

長久手市議会議員○□□□□□○

賛 成 者

長久手市議会議員○□□□□□○

○○○調査に関する動議

○地方自治法第100条第1項の規定により、下記のとおり□□□に関する調査を行うものとする。

記

1 調査の方法

本会議は、委員□名をもって構成する□□調査特別委員会を設置し、次の事項の調査を付託する。

(1)○□□□□□に関する事項

2 調査の経費

□□万円以内とする。

3 調査の期限

調査が終了するまで、議会の閉会中もなお、調査を行うことができる。

4 調査を行う理由

※ 1人以上の賛成者が必要。

30 委員会招集請求書

委 員 会 招 集 請 求

○下記事件について委員会を招集されるよう、委員会に関する条例第12条第2項の規定により請求します。

○令和 年 月 日

○□□委員会委員長○□□□□□○様

□□委員会委員○□□□□□○

記

1 事件名

※ 委員定数の半数以上の者の請求が必要

3 1 - 1 議員及び正副議長の辞職願

辞 職 願

○今般、□□□により議員（議長、副議長）を令和 年 月 日付けをもって辞職したいので、許可されるようお願いします。

○令和 年 月 日

○長久手市議会議長（副議長）○□□□□□○様

長久手市議会議員（議長、副議長）○□□□□□⑩

3 1 - 2 委員の辞任願

辞 任 願

○今般、□□□により□□□委員を令和 年 月 日付けをもって辞任したいので、許可されるようお願いします。

○令和 年 月 日

○長久手市議会議長○□□□□□○様

長久手市議会議員○□□□□□⑩

3 2 - 1 辞職許可通知（開会中の場合）

□□長議第□□号
令和 年 月 日

○□□□□□○様

長久手市議会議長（副議長）○□□□□□⑩

○○○議員（議長、副議長）辞職許可について（通知）

○令和 年 月 日付けで提出された議員（議長、副議長）辞職願は、令和 年 月 日の議会において許可することに決定したので通知します。

3 2 - 2 辞任許可通知（開会中の場合）

□□長議第□□号 令和 年 月 日
○□□□□□○様
長久手市議会議長（副議長）○□□□□□⑩
○○○□□□委員辞任許可について（通知）
○令和 年 月 日付けで提出された□□□委員辞任願は、令和 年 月 日 の議会において許可することに決定したので通知します。

3 3 - 1 辞職許可通知（閉会中の場合）

□□長議第□□号 令和 年 月 日
○□□□□□○様
長久手市議会議長（副議長）○□□□□□⑩
○○○議員（議長、副議長）辞職許可について（通知）
○令和 年 月 日付けで提出された議員（議長、副議長）辞職願は、令和 年 月 日許可したので通知します。

3 3 - 2 辞任許可通知（閉会中の場合）

□□長議第□□号 令和 年 月 日
○□□□□□○様
長久手市議会議長（副議長）○□□□□□⑩
○○○□□□委員辞任許可について（通知）
○令和 年 月 日付けで提出された□□□委員辞職願は、令和 年 月 日 許可したので通知します。

3 4 議員辞職による選管通知

	□□長議第□□号 令和 年 月 日
○長久手市選挙管理委員会 ○委員長○□□□□□○様	
	長久手市議会議長○□□□□□◎
○○○議員欠員通知書	
○本議会の議員中、下記のとおり欠員を生じたので公職選挙法第111条第1項第3号の規定により通知します。	
	記
1 欠員議員 住所 氏名	
2 欠員を生じた日 令和 年 月 日	
3 欠員を生じた理由 議員辞職（死亡）による	

3 5 議会の欠席、遅刻、早退届

	令和 年 月 日
○長久手市議会議長○□□□□□○様	
	長久手市議会議員○□□□□□○
○○○欠席届・遅刻届・早退届	
○令和 年第 回長久手市議会（定例会・臨時会）には、下記のとおり（欠席・遅刻・早退）いたします。	
	記
1 期日 令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）	
2 理由	

※ 会議規則第2条第2項の規定により、出産のため出席できないときは、日数を定めて欠席届を提出できる。

36 委員会の欠席、遅刻、早退届

		令和 年 月 日
○長久手市議会□□委員会		
○委員長○□□□□□○様		
	長久手市議会□□委員会	
	委員○□□□□□○	
○○○欠席届・遅刻届・早退届		
○□□委員会には、下記のとおり（欠席・遅刻・早退）いたします。		
	記	
1 期日		
令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）		
2 理由		

※ 会議規則第63条の2第2項の規定により、出産のため出席できないときは、日数を定めて欠席届を提出できる。

37 会派結成届

		会 派 結 成 届
○下記のとおり、会派を結成いたしましたので届けます。		
○○令和 年 月 日		
○長久手市議会議長○□□□□□○様		
	会派代表者○□□□□□○	
	記	
1 会派名		
2 会員名		
3 結成年月日		

38 会派異動届

会 派 異 動 届

○下記のとおり、会派に異動が生じたので届けます。

○○令和 年 月 日

○長久手市議会議員○□□□□□○様

(会派名)

代表者○□□□□□○

記

1 異動の内容

2 異動年月日

39 通称名の使用申出書

通 称 名 使 用 の 申 出 書

○長久手市議会議員○□□□□□○様

令和 年 月 日

長久手市議会議員○□□□□□○

○下記のとおり、通称名を使用したいので、申し出ます。

記

ふりがな	
戸籍名	

ふりがな	
通称名	

※ 但し、市議会関係以外については、基本的に戸籍名を使用いたします。

議案等資料の公開（配付）時期

資 料		公開	moreNOTE	オンライン傍聴対応 (ホームページ)
議案類	議案		提出する議運当日 開始1時間半前 (8:30)	提出する議運当日 開始と同時 (10:00) 市HP更新 市議会HPにリンク貼る (↑従前通り議会日程のページ)
	議案の概要	×	提出する議運当日 開始1時間半前 (8:30)	-
	請願		2回目の議運当日 開始1時間半前 (8:30)	本会議・委員会 各前日 17:15までに市議会HPへ *個人情報を消す
	陳情			委員会 前日 17:15までに市議会HPへ *個人情報を消す
	意見書案		議員発のもの →提出する議運当日 開始1時間半前 (8:30) 請願採択から切り替わるもの →上程する本会議当日 開始1時間半前 (8:30)	議員発のもの →本会議・委員会 各前日 17:15までに市議会HPへ 請願採択から切り替わるもの -
	諸般の報告 (定例監査結果など)	×	1回目の議運当日 開始1時間半前 (8:30)	-
	一般質問通告書 ※		2回目の議運当日 開始1時間半前 (8:30)	2回目議運で確定後、 市議会HPへ (従前通り議会日程のページ)
本会議 当日配付資料	議事日程		当日 開始1時間半前 (8:30または8:00)	前日 17:15までに 市議会HPへ
	諸般の報告 (説明員一覧など)			
	付託表			
	一般質問の補助資料			
委員会資料	審査順		2日前～前日17:15まで	2日前～前日 17:15までに 市議会HPへ
	執行部からの補助資料ほか			
全員打合せ会	説明資料	×	当日 開始1時間半前 (開始時間不明の場合は 8:30)	-

↑「市議会HP」

オンライン傍聴用資料ページ

※ 通告受付後、順次 desknet'sNEO「文書管理」にアップ

政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針

施行：平成23年4月 1日
改正：平成24年1月 4日
改正：平成25年4月 1日
改正：令和 3年4月 1日
改正：令和 7年4月 1日
改正：令和 8年4月 1日

この運用指針は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）及び長久手市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年規則第5号）に基づき、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかにし、議員の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

政務調査費の使途に関する申し合わせ事項（平成13年4月1日施行、平成20年3月21日改正）は廃止し、政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針で明示する。

なお、平成22年度分の報告までは従前の取り扱いとする。

○政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、議員が各々の責任において適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動（市政に関する調査研究その他の活動）の目的にふさわしいこと
- ② 政務活動の必要性があること
- ③ 政務活動に要した金額や態様に妥当性があること
- ④ 適正な手続きがなされていること
- ⑤ 支出についての明確な説明ができること

○透明性の確保（第11条）

政務活動費の執行については次のとおり公表し、透明性の確保に努める。

なお、公表は平成25年4月1日以降に提出されたものを対象とする。ただし、平成24年度分の行政視察報告書及び研修報告書は除く。

① 市議会ホームページ

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- ウ 研修報告書（研修費を支出した場合）

② 行政情報コーナー

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）
- ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）
- エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

③ 議会図書室

- ア 執行状況の一覧（氏名、交付額、支出額、返納額）
- イ 収支報告書一式（領収書の写等の添付書類含）

ウ 行政視察報告書（調査研究費を支出した場合）

エ 研修報告書（研修費を支出した場合）

○政務活動費を充てることができる経費

議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、次の運用指針に則り政務活動費を支出することができる。

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、長久手市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、長久手市議会議員の職にある者(以下「議員」という。)に対し交付する。

（交付額）

第3条 議員に係る政務活動費は、年額 ~~10~~ 15万円（以下「年額」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額とする。

（交付申請）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とする。

2 議員は、政務活動費を別表に定める範囲において使用しなければならない。

（収支報告書）

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出（第7条第2項に規定する別表に基づく支出をいう。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第10条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第11条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表(第7条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、旅費等）
会議費	議員が行う市政に関する住民の要望及び意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	議員が行う議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、新聞折り込み費等）

政務活動費様式一覧表

長久手市議会政務活動費の交付に関する規則の様式

- ・ 第1号様式（第2条関係） 政務活動費交付申請書
- ・ 第2号様式（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書
- ・ 第3号様式（第4条関係） 政務活動費交付請求書
- ・ 第4号様式（第5条関係） 政務活動費返還届
- ・ 第5号様式（第6条関係） 政務活動費に係る収支報告について
別紙 政務活動費収支報告書
政務活動費帳簿（第6条関係）
- ・ 第6号様式（第6条関係） 政務活動費収支報告書（写）の送付について

政務活動費を充てることのできる経費の範囲の運用指針の様式

- ・ 様式第1号 行政視察届（調査研究費）
- ・ 様式第2号 行政視察報告書（調査研究費）
- ・ 様式第3号 研修報告書（研修費）
- ・ 様式第4号 ガソリン代支出記録（行政視察・研修）
- ・ 様式第4号別添1 ルート表
- ・ 様式第4号別添2 ガソリン代領収書添付書（行政視察・研修）

令和 年 月 日

長久手市長

〇〇〇〇〇〇〇様

長久手市議会議員〇〇〇〇〇〇〇

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額（令和〇〇年度分） 150,000円

令和 年 月 日

長久手市議会議員

〇〇〇〇〇〇〇様

長久手市長〇〇〇〇〇〇〇

令和〇〇年度政務活動費交付決定通知書

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を決定したので、通知します。

記

金150,000円

令和 年 月 日

長久手市長

〇〇〇〇〇〇〇様

住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

長久手市議会議員〇〇〇〇〇〇〇

令和〇〇年度政務活動費交付請求書

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額

金150,000円

2 振込み先

金融機関名 〇〇〇銀行 〇〇〇支店

口座番号 普通 〇〇〇〇〇〇〇

フリガナ 〇〇〇 〇〇〇〇

口座名義人 〇〇 〇〇〇

令和 年 月 日

長久手市長
〇〇〇〇〇〇〇様

氏名〇〇〇〇〇〇〇印

令和〇〇年度政務活動費返還届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて交付決定された政務活動費を下記のとおり返還します。

記

- 1 当初交付決定額
金150,000円
- 2 返還額
金〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 変更の理由
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため

令和 年 月 日

長久手市議会議長
〇〇〇〇〇〇〇〇様

長久手市議会議員〇〇〇〇〇〇〇印

令和〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり令和〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和〇〇年度政務活動費収支報告書

長久手市議会議員

〇〇〇〇〇

1 収入

政務活動費 150,000円

2 支出

科目	支出額	内容
調査研究費	〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇〇〇
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
合計	〇〇, 〇〇〇円	

3 残金 〇〇, 〇〇〇円

(注) 内容欄には、主たる支出の内訳を記載し、使途明細を記した帳簿及び領収書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

長久手市長

〇〇〇〇〇〇〇様

長久手市議会議長〇〇〇〇〇〇〇印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

長久手市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、別紙令和〇〇年度政務活動費収支報告書の写しを送付します。

様式第4号

ガソリン代支出記録（行政視察・研修）

令和 年 月 日

長久手市議会議長
〇〇〇〇〇〇〇様

長久手市議会議員〇〇〇〇〇〇〇

政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針により次のとおり届け出ます。

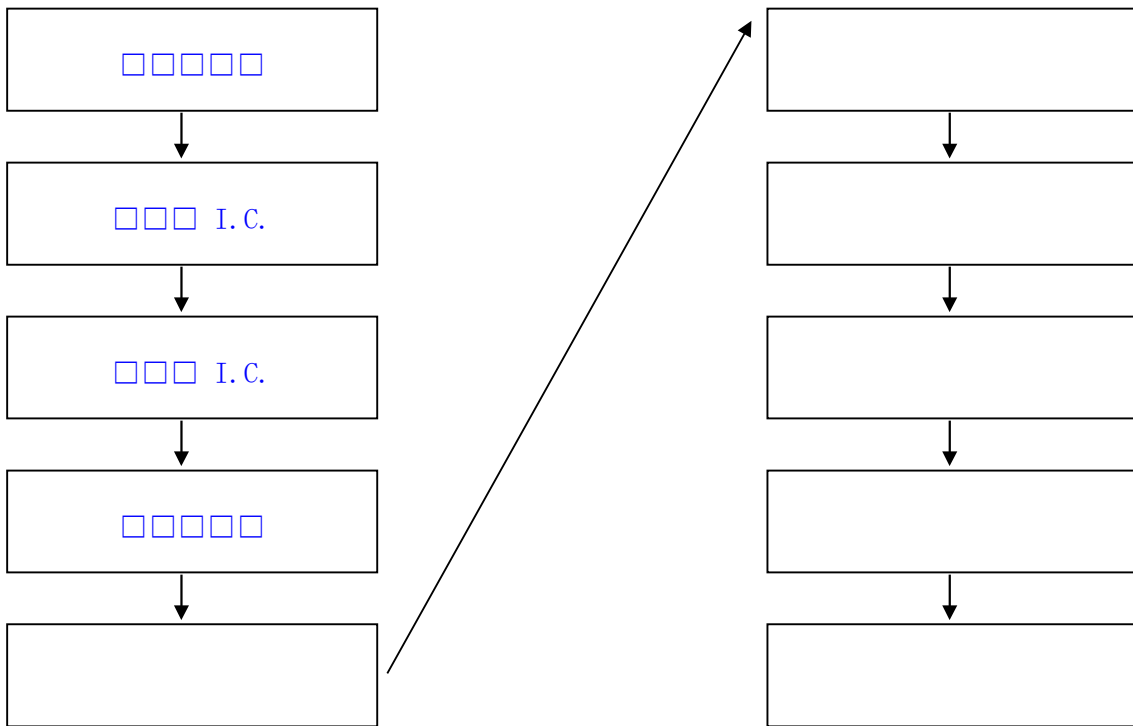
視察・研修先	〇〇〇〇〇
全体走行距離 (km)	〇〇, 〇〇 km
ガソリン使用量 (ℓ)	〇〇, 〇ℓ
ガソリン代 (円)	〇, 〇〇〇円
種別	自家用車 ・ レンタカー
車名	〇〇〇〇〇

※車を使用した場合に記載すること。

※別添としてルート表及びガソリン代領収書添付書を添付すること。

ルート表

年月日	令和□□年□□月□□日 (□) から 令和□□年□□月□□日 (□) までの □□日間
種別	自家用車・レンタカー



有料道路代			
(□□□ I.C.)	→	(□□□ I.C.)	□, □□□ 円
()	→	()	円
()	→	()	円
()	→	()	円
		合計	円

※車を使用した場合に記載すること。

※□内には目的地、主な経由地、高速道路インターチェンジ名を記載すること。

様式第4号 別添2

ガソリン代領収書添付書（行政視察・研修）

※行政視察又は研修に行く最初と最後に、必ずガソリンを容量の限度まで入れて、その領収書の写しを張ること。

【領収書】（最初）



【領収書】（最後）



長久手市議会弔慰に関する基準

最終改正 令和8年4月1日改正

区 分		本 人		配 偶 者		直 系 血 族 一 親 等 又 は 同 居 の 養 父 母		備 考
		会葬通知	贈 呈	会葬通知	贈 呈	会葬通知	贈 呈	
議 員	現 職 者	議員全員ほか (→備考欄)	供花 一 対 香料 2万円	議員全員	供花 一 基 香料 1万円	議員全員	供花 一 基 香料 5千円	議長会/県・東海・全国 尾三11市議会 県市町村課(議長のみ)
	退 職 者	議員全員	供花 一 対 香料 1万円					
	尾三11市議会の議長		香料 5千円	議長				
	議員が所属する 一部事務組合議会の議員	議長 所属議員	香料 5千円					
職 員	市 長 現 職 者 副 市 長 退 職 者 教 育 長 (→備考欄)	議員全員	供花 一 対 香料 2万円	議員全員	供花 一 基 香料 1万円	議員全員	供花 一 基 香料 5千円	
			供花 一 対 香料 1万円	議員全員	供花 一 基 香料 5千円	議員全員	供花 一 基 香料 5千円	地方自治法改正(H19)及び市制施行以前の三役を含む
	議会の事務局		供花 一 基 香料 1万円					
	その他の事務局 (→備考欄)							
そ の 他	議会が同意又は選挙により 選任する者 (→備考欄)	議員全員	供花 一 対 香料 1万円					監査委員 教育委員 公平委員 農業委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員
	市立学校長		香料 5千円					
	名誉市民							
	市の附属機関の委員							
	市の関係団体の体表代表者							
議員が所属する一部事務組合 構成市町の長及び副市(町)長		香料 1万円	議長					

特記事項

- 1 訃報に際しては、この基準に定める範囲の弔慰に議長交際費をあてることができる。
- 2 二つ以上の区分に該当する場合は、併贈呈はしない。
- 3 現職者・退職者の区分のないものは、現職者を対象とする。
- 4 上記の定めのないものは、その都度議長が判断する。
- 5 弔慰及び会葬通知辞退の申し出がある場合は、それを尊重する。